

嵐山町立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

令和4年2月28日
教委告示第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、嵐山町立図書館（以下「図書館」という。）が購入する雑誌を広告媒体として活用することで、地域の企業等に情報発信の場を提供するとともに、図書館運営経費を効率的に運用し、図書館サービスの向上を図ることを目的として実施する嵐山町立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(制度の内容)

第2条 雑誌スポンサー制度の趣旨に賛同する地域の企業等（以下「雑誌スポンサー」という。）が雑誌の購入費用を負担し、提供された雑誌（以下「提供雑誌」という。）を図書館の雑誌として配架する。

2 図書館は、提供雑誌の最新号にカバーを掛けて、カバーの表面に雑誌スポンサー名を掲載し、カバー裏面には雑誌スポンサーに係る広告を掲載して図書館の利用者の閲覧に供するものとする。

3 図書館は、提供雑誌の雑誌架に雑誌スポンサー名を掲載するものとする。

(雑誌スポンサーの対象)

第3条 雑誌スポンサーは、町内で事業活動を行っている企業その他の団体又は個人事業主とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは除く。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業その他これに準ずるもの
- (2) 政治又は宗教活動に関するもの
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の手続き中のもの
- (4) 嵐山町暴力団排除条例（平成24年条例第4号）第2条各号の規定に該当するもの、又はこれらのものと不適切な関係を有しているもの
- (5) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業を営むもの
- (6) 町税を滞納しているもの

(7) 町が行う競争入札において、入札への参加を町が停止しているもの

(8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が不相当と認める業種又は事業者
(提供雑誌の選定)

第4条 提供雑誌は、図書館が作成した雑誌リストの中から選定する。

(申込方法)

第5条 雑誌スポンサー制度に申込みをする者（以下「申込者」という。）は、嵐山町立図書館雑誌スポンサー制度申込書（様式第1号）により申し込む。

2 前項の申込みには、企業その他の団体は会社概要等業種が分かるものを添付する。

3 提供雑誌に広告の掲載を希望する者は、掲載希望の広告案を添付する。

4 申込みは、原則として先着順に、随時受け付ける。

(覚書の締結等)

第6条 前条による申込みがあった場合は、前条の書類等の内容を審査し、その結果を、嵐山町立図書館雑誌スポンサー決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。雑誌スポンサーに決定した者は、教育委員会と覚書（様式第3号）を締結するものとする。

2 雑誌スポンサーの期間は、年度を単位とする。ただし、年度の途中で雑誌スポンサーに決定された場合は、当該決定日から当該年度末までとする。

3 雑誌スポンサーの期間の更新又は解約は、期間満了の2か月前までに教育委員会又は雑誌スポンサーのいずれかから解約の意思表示がない場合は、自動的に継続するものとし、その後も同様とする。

(提供雑誌の購入代金の支払い及び納入)

第7条 提供雑誌は、原則として、図書館が指定する取扱い書店（以下「取扱い書店」という。）から購入する。

2 提供雑誌の購入代金の支払いは、年度每一括前払いとし、定価の変動等により過不足が生じた場合は、取扱い書店との協議により年度末に清算する。

3 当初の支払いは、覚書を締結した日から30日以内又は毎年度取扱い書店の指定した期間内に取扱い書店の請求に基づいて、雑誌スポンサーが直接支払うものとする。

- 4 支払いにかかる振込手数料等は、雑誌スポンサーの負担とする。
- 5 提供雑誌が休刊又は廃刊した場合には、図書館と雑誌スポンサーで協議の上、別の雑誌に振り替えることができる。
- 6 提供雑誌は、取扱い書店が図書館に納品する。

(広告等の掲載)

第8条 提供雑誌に広告を掲載する場合、嵐山町ホームページ広告掲載に関する要綱（平成21年告示第217号）第4条第2項各号の規定に該当する広告は掲載しない。

- 2 提供雑誌の最新号のカバーの表面に雑誌スポンサー名を掲載する場合は、縦4センチメートル、横13センチメートル以内とする。
- 3 提供雑誌の最新号のカバーの裏面に広告を掲載する場合は、広告は片面印刷とし、提供雑誌の大きさまでとする。なお、掲載した広告の内容は、図書館と協議の上、四半期ごとに変更することができる。
- 4 雑誌架へ雑誌スポンサー名を掲載する場合は、縦4センチメートル、横13センチメートル以内とする。
- 5 雑誌カバー表面及び雑誌架の雑誌スポンサー名の表示は図書館が作成し、雑誌カバー裏面に挿入する広告は雑誌スポンサーが作成する。
- 6 提供雑誌の配架位置は、図書館が決定する。
- 7 広告の掲載期間は、雑誌スポンサーの期間と同様とする。
- 8 年度途中において、雑誌スポンサーからの解約は認めない。

(提供雑誌の所有権)

第9条 図書館が提供を受けた雑誌の所有権は、町に帰属する。

(掲載の中止、取り消し)

第10条 雑誌スポンサーが、次の各号のいずれかに該当した場合は、広告掲載期間中であっても、教育委員会は広告掲載を中止、又は取り消すことができる。

- (1) 提供する雑誌の購入代金を納入しないとき。
- (2) 広告内容に瑕疵、虚偽、誤記等があるとき。
- (3) 広告の内容が第三者の権利を侵害しているとき。
- (4) 第8条第1項又は第3条の各号のいずれかに該当したとき。

(5) 自己の都合により広告の掲載を中止しようとするとき。

2 前項の規定に基づく広告掲載の中止、又は取り消しにより生じた損害について、教育委員会は一切その責めを負わない。

3 前項の規定に基づき広告掲載の中止、又は取り消しをした場合において、既に提供されている雑誌又は納入されている代金があるときは、これを返還しない。

(広告掲載の債務)

第11条 雑誌スポンサーは掲載した広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 雑誌スポンサーは、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係るすべての権利手続きが完了していることを教育委員会に対して保障するものとする。

3 第三者から広告に関して苦情の申し立て、被害救済又は損害賠償の請求等がなされた場合は、雑誌スポンサーの責任において解決するものとする。

(免責事項)

第12条 雑誌スポンサーは、蔵書点検、災害その他の理由により図書館が臨時に閉館となる場合があることをあらかじめ承諾するとともに、閉館による閲覧の停止に伴う損害賠償の支払い、その他の費用請求を教育委員会に対して行わないものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

嵐山町立図書館雑誌スポンサー制度申込書

嵐山町教育委員会教育長

所在地
申込者 名称
代表者

㊞

嵐山町立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

なお、この申込みに当たり、要綱第3条各号に該当しないことを誓約いたします。また、その審査のために必要な範囲で、公簿等により確認及び関係機関に照会することに同意します。

雑誌等に掲載する 広告主の名称	
提供する雑誌の名称	週刊 ・ 月刊 ・ その他（ ）
	週刊 ・ 月刊 ・ その他（ ）
	週刊 ・ 月刊 ・ その他（ ）
	週刊 ・ 月刊 ・ その他（ ）
	週刊 ・ 月刊 ・ その他（ ）
担当者連絡先	

添付書類

- (1) 会社の概要を明らかにする資料
- (2) 広告案（提供雑誌の大きさまでのもの）

様式第2号（第6条関係）

第 年 月 号
年 月 日

嵐山町立図書館雑誌スポンサー決定通知書

様

嵐山町教育委員会教育長 図

年 月 日付けで提出された雑誌スポンサーの申込みについて、次のとおり決定しましたので通知します。

対象雑誌のスポンサーに認定します

対象雑誌（ ）

提供・掲載期間 年 月 日から 年 月 日まで

※期限2か月前までに解約の意思表示がない場合は自動継続となります（その後も同様）。

対象雑誌のスポンサーに認定しません

認定しない理由 広告枠が空いていない

対象雑誌（ ）

第3条の各号又は第8条第1項のいずれかに該当

その他（ ）

様式第3号（第6条関係）

覚 書

嵐山町教育委員会（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、雑誌の提供に関し、嵐山町立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱に従い、以下のとおり覚書を締結する。

（提供雑誌）

第1条 甲は、乙から以下の雑誌の提供を受けるものとする。

雑 誌 名	雑誌提供期間

2 乙から提供された雑誌は、甲が受入作業を行い、嵐山町立図書館内に配架するものとする。

3 提供された雑誌の所有権は、甲に帰属するものとする。

（広告掲載の方法）

第2条 甲は乙から提供を受けた雑誌の最新号にカバーを掛け、カバーの表面に乙の名称を掲載及び当該雑誌のカバー裏面に乙の広告を掲載するものとする。なお、広告の内容等については事前に協議するものとする。

（提供期間）

第3条 乙が甲に雑誌を提供する期間は、原則として覚書を締結した日から当該年度末までとする。ただし、期間満了の2か月前までに甲又は乙のいずれかから解約の意思表示がない場合は、自動的に継続するものとし、その後も同様とする。

（雑誌の購入及び代金の支払い）

第4条 乙は、提供する雑誌を甲が指定する書店から購入するものとする。

2 乙は、覚書を締結した日から30日以内又は毎年度取扱い書店の指定した期間内に、甲が指定する書店の請求に基づいて、乙が書店に直接支払うものとする。

3 支払いは年度每一括前払いとし、定価の変動によって過不足が生じた場合には、年度末に清算するものとする。

4 振込手数料等は、乙の負担とする。

（スポンサーの義務と責務）

第5条 乙は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 広告の内容に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。
- (2) 広告の内容が、第三者の権利を侵害するものでないこと。
- (3) 広告に関する財産権について、その権利処理が完了していること。

2 乙は、前項各号に掲げる事項について、第三者からの苦情、被害救済、損害賠

償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれを解決しなければならない。

(協議)

第6条 本覚書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本覚書は2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 所在地 埼玉県比企郡嵐山町大字杉山1030番地1
名 称 嵐山町教育委員会
役 職 教育長
氏 名 印

乙 所在地
名 称
役 職
氏 名 印